

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての 特別定額給付金事業に関する学生の皆様へのご連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、家計への支援を目的として特別定額給付金（仮称）事業の実施が予定されています。

学生の皆様におかれては以下の点、ご注意ください。

※「特別定額給付金（仮称）事業」とは、住民基本台帳に登録されている者に一律10万円を支給する事業のことです。

1. 現住所を住民基本台帳に登録している方は、現住所の世帯主に申請書が届きますので忘れずに申請してください。
2. 実家を住民基本台帳に登録している方は、実家に申請書が届きますので保護者に連絡を取り忘れずに申請してください。
3. 給付金を装った詐欺等の発生が想定されます。十分に注意してください。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例措置が拡大されました。支援が必要な方はご検討ください。

詳しくは下記、総務省および厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

- ・特別定額給付金（仮称）事業（案）の概要

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

- ・特別定額給付金 詐欺被害防止ポスター

https://www.soumu.go.jp/main_content/000684021.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の拡大について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000606493.pdf>

以上